

議 事 録

- 1 名 称 令和8年度 第1回 石岡市地域公共交通運賃協議会
- 2 開催日時 令和8年9月29日（火）午後2時50分から午後3時10分まで
- 3 開催場所 石岡市消防本部 3階会議室
- 4 出席した者の氏名
浅田委員、小松崎委員、田中委員（代理）
（事務局：都市建設部 峯次長、海東参事兼都市計画課長
都市計画課 澤田課長補佐、佐藤係長、大野主幹、
坂本主幹）
- 5 議 題
 - ・石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱の改正について
 - ・石岡市乗合いタクシーの土日実証実験の運賃について
- 6 議事の概要 議事録のとおり
- 7 担当課の名称 都市建設部都市計画課

8 議事録

(1) 開会

- ・出席者が既定の定足数に達していることを報告（委員4名中3名出席）

(2) 議事

■会長

それでは議事に入ります。一つ目の議事は「石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱の改正について」となります。事務局より御説明をお願いします。

■事務局

都市計画課の坂本です。議事の一つ目、「石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱の改正について」御説明いたします。「資料1-1 石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱 改正案」をご覧ください。

先ほども説明いたしましたとおり、現要綱の第4条第3項の「会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する」と記載されておりますが、現在会長である副市長が不在のため、あらかじめ指名という形をとれないことから、資料に記載のとおり、第4条第3項を「会長に事故がある場合には、石岡市都市建設部長がその職務を代理する。」

と改めたいと考えております。また、先ほどの地域公共交通会議と同様となりますが、現要綱の第4条におきまして、会長の選出方法について記載をしておりませんでした。そのため資料の通り、「第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と改めたいと考えております

御承認いただければ、本日付の施行とさせていただき、附則を追加いたします。「資料1-2」につきましては設置要綱の改正前、後を比較した新旧対照表となりますので御確認ください。

以上、資料の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

■会長

ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

■各委員

ー特に意見なしー

■会長

御発言もないようですので、ここで質疑を終わりにしまして、採決をとりたいと思います。「石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱の改正について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

■各委員

異議なし。

■会長

御異議なしと認め、原案のとおり可決しました。

それでは議事の2つ目「石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について」、事務局から内容の説明をお願いします。

■事務局

議事の二つ目、「石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について」御説明いたします。

「資料2 石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について」をご覧ください。

まず資料の修正を御案内させていただきます。先ほどの交通会議にてムツミ観光自動車さんの車両は14人乗りワンボックス車両ということでしたので、こちらに資料につきましても修正をさせていただきます。

それでは説明させていただきます。まず初めに石岡市乗合いタクシー運行事業の概要となりますが、こちらは先ほどの地域公共交通会議において説明させていただいたものと重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に土日実証実験の運賃設定の内容となります。運賃案といたしまして記載させていただいておりますが、大人の場合は各地区内でのご利用については300円、石岡地区と八郷地区を行き来する場合には500円となります。小学生および障害者手帳等の所持者と介助者は100円および200円となります。また、未就学児については無料とさせていただきます。平日の運行と同様の運賃設定とさせていただければと思います。

次のページをご覧ください。運賃の適用時期については実証実験が開始する令和8年11月1日（日）からとさせていただきます。こちらの運賃設定の考え方ですが、実証実験中に運行データの収集および解析をできればと考えております。その際に既存の運行との整合性は取れ、同一の条件での運行データに比較が可能となるため、平日と同様の運賃設定にできればと考えております。また、参考とはなりますが令和5年度から令和7年度の乗合いタクシー運行事業の収支状況を掲載しております。運行経費につきましては表のとおり燃料費の高騰や人件費の上昇等の理由により年々増加しております。運賃収入につきましても利用者が増加していることにより、年々増加しております。また、運行経費から運賃収入を差し引いた額を市の補助金を使って補助を行い運行しておりますので、市補助金につきましても年々増加している形となります。

また参考2として利用者1人あたりの市負担額を掲載しております。こちらは令和7年度の実況となりますが、市補助金の額が約72,631,000円となっております。また、令和7年度の利用者数ですが、利用者1人あたりと記載しておりますが利用者が1回利用するごとの延べ利用者数が34,795人となります。そちらから計算すると1人あたりがタクシーを1回利用する際の市負担額は約2,087円となっているような状況となります。

次に事前の意見聴取としてパブリックコメントを募集しております。こちらは運賃の協議に際しては、道路運送法第9条第5項に運賃協議の際はあらかじめ公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。と規定されているため、市ホームページを活用してパブリックコメントを実施したものといたします。

参考として市ホームページへの掲載状況を添付しております。募集期間は令和8年8月24日（月）から令和8年9月14日（月）までの3週間とさせていただきました。結果としては意見提出件数は0件でしたので御報告させていただきます。

最後にもう1点資料の修正がございました。資料に記載のある運行形式について、路線不定期運行と記載しておりますが、先ほどの会議で柿本委員から御指摘いただきました路線区域運行に修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

■会長

御説明ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

■B委員

運行形式については路線区域運行ではなく、区域運行となります。

■事務局

申し訳ございません。訂正させていただきます。

■B委員

よろしくお願いします。運賃設定については平日と同様で問題ないと思います。参考までにお聞きしますが、土日の委託料は平日の委託料と違ったりするのでしょうか。一般的には同じかと思いますが土日なので金額を上げていたりするのでしょうか。もう1点は今後利用者の運賃を値上げするようなお話はあるのでしょうか。お伺いいたします。

■事務局

お答えいたします。委託料についてですが、平日同様の車両借り上げ料とさせていただいております。オペレーターの給与についても平日と同様となっております。また、今後の運賃の値上げについてですが、やはり市の補助金が年々増額しております。実証実験は同様とさせていただいておりますが、今後は実証実験の結果についても検証を行いながら、運賃の値上げについても検討を行い、少しでも市の補助金を削減できればと考えております。

■B委員

分かりました。運賃については市の意向で決めては良いと思いますが、他のタクシーや路線バス等の公共交通についても値上げが進んでいます。その差がどんどん進んでいくと他のタクシーが使われなくなるような影響も考えられます。そのような点を考慮してどこかのタイミングで検討するのも1つかなと思います。他市町村の協議会においても基本据え置きが多いですが、どこかのタイミングで値上げを検討しているのは同じです。値上げして使われなくなってしまうのは問題なのでなかなか難しいですが、全体のバランスを見て検討していく必要があると思いますのでよろしくお願いいたします。

■事務局

御意見ありがとうございます。タクシー事業者等の他の事象者様の事業が圧迫されないよう、バランスを取りながら運賃を設定をしていきたいと考えております。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

ー特に意見なしー

■会長

特に御発言もないようですので、ここで質疑を終わらして、採決を取りたいと思います。「石岡市乗合いタクシーの土日実証実験の運賃について」を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

■各委員

異議なし

■会長

ありがとうございます。御異議なしと認め、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事は全て終了となります。進行を事務局に戻します。

■事務局

会長ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和８年度 第１回 石岡市地域公共交通運賃協議会」を閉会といたします。

委員の皆様、本日はお疲れ様でした。